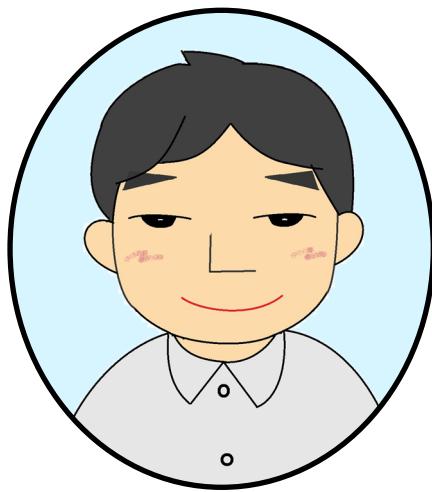


IT技術の活用について教えてください。



F (H7年入庁)

検察事務官
ひと言メモ

パリオリンピックを現地
観戦しました
熱戦に感動！！



法務省では、現在、捜査や刑事裁判における刑事手続のIT化を検討しています。現行の刑事手続は、書面・押印・対面を原則としています。しかし、社会全体が急激にデジタル化したり、オンライン化して、ITが様々な業務や日常生活の中で活用されている現状では、刑事手続もまたIT化を進めることが必要です。

刑事手続のIT化においては、大きな柱が2つあります。

1つ目は、令状や証拠書類の電子化です。刑事記録や逮捕状などの令状について、今まで紙媒体で管理していたものを電子データ化して各種刑事手続をオンライン上で行うことを検討しています。

2つ目は、捜査・公判手続の非対面・遠隔化です。たとえば、証人尋問をビデオリンク方式（法廷と法廷外の場所を映像・音声でつなぐ方式）で実施できる要件を拡充することなどが検討されています。

公判の充実化・迅速化に加え、証人や被害者の負担軽減のためにも、柔軟な対応が求められています。

このように、刑事手続のIT化が進めば、刑事手続の迅速化や利便性の向上につながることが期待されており、検察庁では、刑事手続のIT化に向けた準備を進めています。

余談ですが、検察庁でよく見る風景の中に、「風呂敷で包んだ刑事記録を小脇に抱えて颯爽と裁判所に向かう検察官の姿」というのがあります。証拠書類の電子データ化により、そういった姿が見られなくなるかもしれないことには、個人的に少しだけ寂しさを感じます。

[←Q & Aにもどる](#)